安全保障理事会

配布:一般

2015年7月8日

原文:英語

ョルダン、リトアニア、マレーシア、ニュージーランド、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国:決議案

安全保障理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言および集団殺害の防止及び処罰に関する条約(以下「同条約」)を再確認し、

国家が、文民を保護する主要な責任を負っていることまた関連する国際法の規則に規定されているように、自国領域内のそして自国の管轄権の対象となる全ての個人の人権を尊重しまた確保しなければならないことを想起し、そして更に、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から全ての住民を保護する各々の個別の国家の主要な責任を再確認し、

国際の平和および安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任を想起しそしてジェノサイドを防止する安保理の決意を表明し、

1991 年以降旧ユーゴスラビアの領域内で国際人道法の重大な違反に責任を有する人々を訴追するため決議808 (1993) およびその後の諸決議により設立された、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)の全ての判決を想起し、そしてジェノサイドが、1995 年スレブレニツァで犯されたと判断した2004 年4月19日のその上訴裁判部の判決(検察官対クリスティッチ)および2007年2月26日の国際司法裁判所(ICJ)の判決が、スレブレニツァで犯された行為はジェノサイドの行為である、と結論づけたことを想起し、

今年が、8,000 名以上の生命が失われ、多数が退去させられ、家族や共同体が途方に暮れさせられ

た、スレブレニツァのジェノサイドの20周年であることに留意し、

スレブレニツァとその周囲は、安保理諸決議 819 (1993) と 836 (1993) に従って安全地区として 宣言されたことに留意し、武力紛争下の文民の保護を更に強化する安全保障理事会および加盟国の不朽 の必要性を認め、そして安全保障理事会を含む国際連合は、国際連合憲章に従って、ジェノサイドへの 発展性についての警報となる兆候に早く注意を払いそしてジェノサイドを予防するかまたは終わらせ るための迅速且つ効果的な行動を確実とすべきことを強調し、

スレブレニツァとその周辺地区を含む、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける紛争期間中、全ての側に巻き込まれて被害を受けた人がいたことを認識し、

その任務は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および民族浄化をもたらし得る潜在的状況 を防止する早期警戒制度として活動することを含む、ジェノサイドの防止に関する事務総長特別顧問お よび保護する責任(特別顧問)並びに国際連合人権高等弁務官のジェノサイド防止における重要な役割 を強調し、そして人権および国際人道法の違反並びにヘイトスピーチや扇動に関する定期的な口頭説明 が、ジェノサイドへの発展性についての早期認識に貢献することに果たしている役割を認識し、

何らかの状況におけるジェノサイドの危険を評価する道具の一つとして特別顧問事務所により開発された新しい分析枠組を歓迎し、そして加盟国および地域的なまた準地域的な機構に対し、その予防活動における手引きのために、適切な場合には、関連する枠組を使用することを奨励し、

刑事責任の免除を終わらせそしてジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または国際人道法のその他の重大な違反に責任を有する者を捜査しそして訴追する各々の自らの義務を遵守する全ての加盟国の責任を更に想起しまた文民に対して犯された国際的な関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除に対する闘いが、ローマ規程で定められたように国の刑事管轄権に対する補完の原則に従った国際刑事裁判所、特別および混合裁判所並びに国内裁判所の特別法廷によりこれらの犯罪に関する活動と起訴を通して強化されてきたことに留意し、

ICTY およびボスニア・ヘルツェゴビナの裁判所を含む国の裁判制度においてジェノサイドやその 他の国際犯罪に責任を有する人々の起訴が、国民和解の過程とボスニア・ヘルツェゴビナの平和の回復 と維持の中心のままであることに留意し、そして同地域の諸国の中の平和、正義、真実および和解を促進する手段になった国の検察事務所間の強い地域的協力を歓迎し、

スレブレニツァを含む、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける紛争期間中全ての側の犠牲者に多くの性的暴力の事例があったことが推定されることに留意し、レイプおよび性的暴力のその他の形態が、人道に対する罪またはジェノサイドに関する要素をなす行為を構成することがあることを更に留意し、また武力紛争におけるレイプおよび性的暴力のその他の形態は、戦争犯罪でありそしてジュネーブ諸条約およびその追加議定書 I の重大な違反を構成することを想起し、

- 1. ジェノサイドおよび人権のあらゆる違反と侵害並びに国際人道法のあらゆる違反を最も強い文言で非難する。
- 2. ICTY と ICJ の判決により立証されたようにスレブレニツァにおけるジェノサイド犯罪および その他の全てのはっきりした戦争犯罪並びにボスニア・ヘルツェゴビナの紛争の途中で犯された人道に 対する罪を最も強い文言で非難する。
- 3. スレブレニツァでの悲劇的な出来事のジェノサイドとしての容認は、和解の必要条件であることに合意し、全ての側の政治的指導者に対し、裁判所により立証されたようなはっきりとした犯罪の事実を認めまた受け入れることを求め、そしてこの文脈において、和解に向けた取組を妨げるものとしてのこのジェノサイドの拒否を非難し、そして継続的な拒否は、犠牲者を深く悲しませていることもまた認識する。
- 4. スレブレニツァのものを含む、ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争の全ての側の犠牲者、およびその家族に、哀悼の意と連帯を表明し、そしてボスニア・ヘルツェゴビナにおける責任ある当局に対し、 犠牲者に対して正義をそして性的暴力の生存者を含む、生存者に対する長期の支援を、提供することを求める。
- 5. デイトンで交渉されそして 1995 年 12 月 14 日にパリで署名された和平協定、並びに 1995 年 11 月 10 日にデイトンで署名されたボスニア・ヘルツェゴビナの連邦の実施に関する協定(S/1995/1021、添付文書) に対する安保理の支援を再び確認しそして当事者に対し、これらの協定の下での自らの義務

を厳格に遵守することを求める。

- 6. ボスニア・ヘルツェゴビナとより広範な地域の両方における安全、安定および繁栄を強化するための基礎としての、対話に基づく和解の根本的な重要性、紛争における全ての側による過去の行動の容認および正義と犠牲者に対する支援に対する公約を強調し、そしてこの目的のために、和解プロセスを加速する措置に対する公約を含む、野心的な改革の重要な政策課題に対するボスニア・ヘルツェゴビナの議会と政治指導者による最近の合意を歓迎し、そしてボスニア・ヘルツェゴビナの全ての国民に対し、平和、正義、寛容、および和解を促進するため協働することを奨励する。
- 7. 実行者を訴追することへの不可欠な貢献を果たす、全ての側の犠牲者の遺物の位置と特定における、行方不明者に関する国際委員会の活動およびボスニア・ヘルツェゴビナ政府とより広範な地域の政府に対する同委員会の支援を歓迎する。
- 8. 女性および女性組織と公式および非公式の共同体指導者を含む市民社会が、仲介および紛争後の解決において果たすことができる重要な役割を強調し、仲介および紛争後の解決のあらゆる段階における女性の参加を増やすことによりまた紛争予防に関連するあらゆる議論にジェンダー関連問題の審議を増やすことにより、紛争予防における成功を増やす必要性が続いていることをくり返し表明する。
- 9. 国家に対し、ジェノサイドおよび国際法の下でのその他の重大な犯罪を予防しまた闘うことを求め、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護する責任に関する 2005 年世界サミット成果文書 (A/RES/60/1) の第 138 と 139 項を再確認する。
- 10. 同条約をまだ批准していないかまたは加入していない国家に対し、最優先事項としてそうすることを考慮すること、そして、必要な場合には、同条約の下での自らの義務を果たすため国内法令を制定することを求める。
- 11. スレブレニツァのジェノサイドを含む、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける紛争期間中に国際人道法の重大な違反で告訴された全ての者を捜査しそして起訴する取組を歓迎し、全ての国家に対し、ICTY、国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズムおよびボスニア・ヘルツェゴビナの裁判所を含む、国の裁判制度と協力することを求め、また ICTY に対し、平和、正義、真実および和解を促進すること

への極めて重要な貢献として、可能な限り迅速にその活動を完了することを要請する。

- 12. 加盟国に対し、将来の世代に、適切な場合には、その再発の予防に役立てるため、過去のジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から学んだ教訓を、徐々に教え込む教育計画を策定することを促す。
- 13. 加盟国に対し、効果的な予防と対応を通して文民を残虐行為から保護することに対処するための国のフォーカルポイントを指定することを考慮し、また他の加盟国、および大量の残虐行為を予防しまた対応するために活動している関連する地域的なまた準地域的な制度、特別顧問、およびその他の関連する国際連合組織と迅速な対応と残虐行為の予防に関する最善の慣行を共有するために定期的に会合しまたその措置を調整することを奨励し、そしてこれに関連して保護する責任に関する国の世界的なネットワークを認める。
- 14. 総会決議 53/35 (A/54/549) に従った事務総長報告書に定められたように、スレブレニツァのジェノサイドを防ぐことに国際連合が失敗したことから学ばれるべき教訓の重要性およびそのような恐怖がくり返されることを許さないため最善を尽くすという国際社会に対する同報告書に含まれた呼びかけを再確認し、そして国際連合憲章に従って、そのような悲劇の再発を防止するため早期のまた効果的な行動を講じまたそのためにも任意であらゆる適切な手段を用いることを決意する。
- 15. 国際人道法の重大な違反または侵害若しくは性的およびジェンダーに基づく暴力に関するものを含む、国際人道法の重大な違反は、ジェノサイドへ突き進む早期の兆候になることがあることを認め、そしてこれに関連して、人権アップフロントを通した国際人権の違反や侵害および国際人道法の違反の将来の危険に対する国際連合の集団的対応を改善するその取組を歓迎する。
- 16. 事務総長に対し、緊張の源と危険の問題点を探知し、評価しそして対応するかまたは脆弱な住民を特定するのに役立てるため、ジェノサイド予防およびその他の重大な国際犯罪のための既存の早期警戒制度内のより一層の共同作業を確保することを要請し、そして事務総長に対し、これに関連して貢献できると事務総長が信じる安保理の情報と分析を参照し続けることを奨励する。